

第1条【名称】

本協会は〈内閣府認証〉特定非営利活動法人 予防医学・代替医療振興協会と称する。

第2条【事務局】

本協会の事務局は東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-6 に置く。

第3条【目的】

本協会是一般市民及び医療従事者に対して予防医学と補完・代替医療に関する知識の普及並びに教育研修を行い、人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条【特定非営利活動の種類】

本協会は第三条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③子供の健全育成を図る活動
- ④前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条【事業】

本協会は第三条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- 1.食育をもってIQ・EQを高める知識の普及活動
- 2.予防医学、補完・代替医療の教育研修及び指導者養成事業
- 3.学校給食の見直しと改善・指導事業
- 4.国際医療学術交流
- 5.医療機関の設立と経営
- 6.医療に関連する検証・分析・臨床試験
- 7.医療検査機関の紹介
- 8.無料健康相談
- 9.予防医学指導士・代替医療カウンセラーの養成・紹介・幹施
- 10.優良健康関連商品の認定
- 11.医療に関連する研究発表・講演会・研修会の開催
- 12.企業や団体に対する講師の派遣

第6条【会員種別】

本協会の会員は、次の三種とする。

- ①正会員 本協会の目的に賛同し、活動及び事業を推進する個人及び団体
- ②活動会員 本協会の目的に賛同し、活動に参加する個人
- ③賛助会員 本協会の目的に賛同し、活動を援助する個人及び団体

第7条【入会】

- ①会員の入会については、特に条件を定めない。
- ②会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- ③理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条【入会金及び会費】

会員は以下に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- ①正会員及び活動会員(個人) 年会費 5,000 円
- ②正会員及び活動会員(法人) 入会金 50,000 円、年会費 50,000 円
- ③賛助会員 一口 50,000 円

第9条【会員資格の喪失】

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会届を提出したとき
- ②本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- ③正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- ④除名されたとき

第10条【退会】

会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条【除名】

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①定款に違反したとき
- ②本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第 12 条【拠出金品の不返還】

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。